

令和8年度 科目等履修生出願案内

広島大学大学院人間社会科学研究科
人文学プログラム
広島大学文学部

1 科目等履修生とは

本学学生以外の方で、本研究科（学部）開講の科目を1学年又は1学期(前期又は後期)間の履修を願い出て、本研究科（学部）の教授会において認められ、所定の手続きを行っていただき、学長から許可された方です。

※科目等履修生を希望される方は、出願手続きを行う前に、必ず履修を希望する科目の担当教員に承諾を得ていただく必要があります。

なお、学部については、本学部開講の科目に加えて教養教育科目の履修を願い出ることができます、教養教育科目のみの履修を希望される場合は、総合科学部へ出願してください。

2 入学資格

科目等履修生として入学することができる方は、次のいずれかに該当する方（研究科と学部では資格が異なりますので、ご注意ください。）で、本研究科（学部）において科目等履修生として適当と認められた方が対象です。

ただし、外国人で、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする方又は変更しようとする方の入学は認めません。

研究科・・・広島大学大学院規則第15条各号に規定する者

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 国外において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者

- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

学部・・・広島大学通則第11条各号に規定する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

3 出願期間

- (1) 前期開講科目及び前期・後期開講科目の履修の場合 2月1日～2月末日
- (2) 後期開講科目の履修の場合 8月1日～8月末日

※受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。
末日が休日の場合は、その直前の平日が出願受付終了日となります。
(2月25日及びお盆時期の夏季一斉休暇期間を除く)

4 出願書類及び検定料

- (1) 科目等履修生許可願（本学所定の用紙）※1
- (2) 履歴書（別添用紙またはHPに掲載の様式を使用、データ入力可）
　　様式掲載先：<https://www.hiroshima-u.ac.jp/bungaku/admission/kamoku>
　　【広島大学文学部HP>入試情報>科目等履修生出願案内】
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 官公署又は会社等に在籍されている方は、その所属長の承諾書（任意の様式）
- (5) 外国人で、既に日本に在住されている方（在留資格が永住者及び特別永住者の方は除きます。）は、在留カードの写し※2

(6) 返信用封筒（角形2号[縦32cm×横24cm]、480円分の切手貼付、宛先記入）

(7) 検定料9,800円（「5 出願方法」を参照）※3

※1 履修を希望する授業科目について、担当教員に承諾印をもらってください。

承諾印のない科目については履修できません。

※2 在留資格が永住者及び特別永住者の方については、出願の際、窓口で在留カード又は特別永住者証明書を提示してください。

※3 現職が教育職員で所轄庁の推薦派遣の方は、検定料は免除されます。

5 出願方法

前記の「4 出願書類及び検定料」の(7) 検定料を「入学検定料振込依頼書（入金票）」により振込みの後、「入学志願票貼付用」を別紙「入学検定料振込証明書貼付用紙（科目等履修生用）」に貼付のうえ、他の出願書類とともに3の出願期間内に下記まで提出してください。

提出先・・・人文社会科学系支援室（文学事務室）学生支援担当 Tel 082-424-0792

（〒739-8522 東広島市鏡山一丁目2番3号）

6 入学志願者の審査及び入学の許可

本研究科（学部）の教授会で審査を行い、審査の結果に基づき合格の通知を受け、指定の期日までに入学校28,200円を納入し、入学に必要な書類を提出された方に入学を許可します。

入学校は、複数の研究科（学部）へ入学を希望される場合も含み、いずれか一つの研究科（学部）に納入してください。（ただし、学部と研究科へ入学を希望される場合は、学部の入学校と研究科の入学校をそれぞれ納入する必要があります。）

なお、入学校は、本学所定の用紙「入学校振込依頼書（入金票）」により金融機関から振込みしてください。その後、「入学手続書類貼付用」を別紙の「入学校振込証明書貼付用紙（科目等履修生用）」に貼付してください。入学に必要な書類は次のとおりですので、上記の提出先に提出してください。

(1) 入学校振込証明書貼付用紙（科目等履修生用）※1

(2) 誓約書（本学所定の用紙）

(3) 学生情報登録シート（本学所定の用紙「研究生・科目等履修生用」）※2

(4) 顔写真 1枚（データ提出可）※3

（縦4cm×横3cmで、カラー、上半身、脱帽、正面向きで最近3か月以内に撮影したもの）

(5) 卒業（修了）証明書（卒業（修了）見込みで願い出た方のみ）

※1 現職が教育職員で所轄庁の推薦派遣の方は、入学校は免除されます。

※2 複数の研究科（学部）へ入学を希望される場合は、必要部数「写」を作成のうえ、それぞれの研究科（学部）の支援室（学生支援担当）に提出してください。

※3 紙媒体で提出する場合は、裏面に氏名を記入してください。

データで提出する場合は、jpeg形式のものをメールでお送りください。

【入学手続期間】

出願時期	入学手続期間（予定※）
2月	3月上旬
8月	9月上旬

※具体的な期間はHPに記載しておりますので、必ずご確認ください。

※3月／9月上旬の入学案内の受け取りが難しいことが想定される場合は、予めご相談ください。

※都合により入学を辞退する場合は、前期入学においては3月末、後期入学においては9月末までに辞退届（様式任意）により届け出してください。

7 授業料

授業料は、1単位につき14,800円です。

なお、授業料の納入方法は、提出いただいた学生情報登録シートの学資負担者連絡先あてに送付する「授業料振込用紙」により履修するそれぞれの学期（前期又は後期）ごとに指定の期日までに振込みを行うこととなります。

授業を履修するに当たっては、別添の「令和8年度学年暦（授業スケジュール）」で授業日程を確認してください。

（現職が教育職員で所轄庁の推薦派遣の方で、履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、授業料は免除されます。）

8 その他

（1）事前に別添の「広島大学科目等履修生規則」をご確認ください。

（2）既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しません。

この出願案内に示した検定料、入学料及び研究料の金額は、改定されることがあります。その場合は、改定後の金額を納入していただくことになります。

（3）履修科目は、出願後、時間割の変更により履修科目が重複する場合の外は変更できません。

（4）実験、実習等に要する費用は、必要に応じて負担いただくことがあります。

（5）出願時に取得した個人情報（氏名、生年月日、性別、その他個人情報等）は、入学のための審査を行うために利用します。また、入学後は、学生支援関係業務及び調査等を行う目的をもって本学が管理します。他の目的での利用及び本学関係教職員以外への提供は行いません。

なお、個人情報については、コンピュータ処理をするため、適切な取扱いに関する契約を締結した上で、関連業務を外部の事業者に委託することができます。

（6）前期に引き続き後期も履修を希望する場合は、更新することができます。更新手続きは、新規の場合と同様です。その場合、入学料は免除されます。

（7）広島大学では平成27年度からクオーター制【4学期制】が導入されております。ただし、当研究科（学部）の授業（専門科目）については、従来どおりのセメスター制【2学期制】の授業科目も開講されていますので、授業担当教員に必ず確認のうえ、申請してください。

なお、「教養ゼミ」、論文指導科目（「卒業論文指導A/B」「卒業論文」「特別研究」）については、科目等履修生として履修することができないので、注意してください。

（8）授業においてパソコンを利用することがありますので、教員の指示があった場合には、持参できるように準備しておいてください。

（OS等の必要条件については、下記ページをご確認ください。）

https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/jyoho_ka/hikkei_pc

【広島大学HP>大学案内>本学の取り組み>情報環境整備の取り組み>ノートパソコンの必携化について】